

第 2 章

用語解説



第2章 用語解説



※No.は、本文中で各用語を使用している箇所が付した番号を指します。

No.	用語	掲載ページ	解説
1	ハザードマップ	8, 50, 56	洪水、土砂災害、津波などについて被害の想定範囲や避難場所、避難経路などを示した地図。
2	都市機能	9, 22, 119, 120	商業・業務・教育・文化・交流・行政など、都市的サービスを提供する機能。
3	地域活動支援事業	9, 47, 48	身近な地域における課題の解決や活力の向上を図るため、市民が自発的・主体的に行う地域活動を対象に、市が補助を行う事業。
4	自主防災組織(活動)	9, 20, 43, 50, 54, 55, 56	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。市内では主に町内会(2つ以上の町内会が共同する場合も含む。)を単位として組織されている。
5	認定農業者	9, 97, 98	市町村が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、それが市町村に認定された農業者または組織経営体。
6	地域自治区	11, 12, 19, 43, 47, 48, 75, 108, 129, 130	法令に基づき、市町村の一定の区域を単位とし、市町村長の権限に属する事務を分掌し、地域の住民の意見を反映しつつ、これを処理するために市町村が設置するもの。地域自治区には事務所と地域協議会を置く。上越市では、28の地域自治区を設置。
7	自治基本条例	19, 45, 47	市民による自治の一層の推進を図り、自主自立のまちを実現することを目的に、市における自治の基本的な理念と仕組みを定めた条例(平成20年制定)。
8	男女共同参画社会	19, 39, 40	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
9	ユニバーサルデザイン	19, 41, 42	障害の有無や性別、年齢、国籍など個人の様々な状況、個人の能力にかかわらず、可能な限り誰もが利用できるように、まちや建物、環境、サービスなどの提供を目指すという考え方。
10	常備消防	20, 53, 54	市町村に設置された消防本部・消防署。上越市は、妙高市と上越地域消防事務組合を組織している。
11	自助・共助	20, 55, 56, 118	「自助」は、一人ひとりが自ら取り組むこと。「共助」は、地域や身近にいる人同士が一緒に取り組むこと。
12	再生可能エネルギー	21, 67, 68	太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーで、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないもの。
13	健康寿命	22, 71, 73	介護や病気など健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平均寿命から日常生活に制限のある「不健康な期間」を引いたもの。
14	U/IJターン	23, 44, 90, 95, 96	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻ることに。Iターンは出身地以外の地方へ移住すること。Jターンは出身地の近くの地方都市に移住すること。
15	インフラ	26, 51, 91, 115, 116, 119	インフラストラクチャーの略。学校、病院、道路、橋梁、鉄道路線、上下水道、電気、ガス、電話など、経済活動や社会生活を維持・発展させるための基盤構造。
16	二次交通	26, 92	複数の交通機関を使用する際の、2番目に利用する交通機関。主に空港や鉄道の駅から目的地へ移動する際の路線バスなどの交通機関のこと。
17	本人通知制度	37	身元調査などを目的とした住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正請求・不正取得を防ぐため、本人以外の第三者に証明書等を交付したときに、希望者に通知する制度(平成25年8月から実施)。
18	ワールドキャンプ	37, 38	文化の多様性に気付き異文化への興味や関心を育てることを目的に、小学5年生から中学3年生までを対象とした参加者と市内の留学生やALTが交流するキャンプ。
19	性的少数者	37, 38	同性愛者、両性愛者、性同一性障害、その他の多様な性別の認識や性的指向を持つ人のこと。

No.	用語	掲載ページ	解説
20	上越市子ども・子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)	38, 82	「子育て環境の更なる充実」や「子どもの貧困対策」、「子どもの居場所」など、子どものすこやかな育ち・子育て支援に係る施策を体系的に整理し、総合的・計画的に推進するための計画。
21	DV	39, 40	配偶者や恋人などの親しい関係の人からの身体的・精神的・性的・経済的暴力。
22	ワーク・ライフ・バランス	40, 96	働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
23	人にやさしいまちづくり条例	41	全ての市民の基本的な権利が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成の促進に寄与することを目的に、市、事業者、市民が一体となって人にやさしいまちづくりを推進することを定めた条例(平成11年制定)。
24	新潟県福祉のまちづくり条例	41	高齢者、障害者等の自立と社会参加を促進するための生活環境の整備について定めた新潟県の条例(平成8年策定)。
25	公共建築物ユニバーサルデザイン指針	41, 42	誰もが安全・安心で、快適に暮らせるまちを目指し、市の施設を全ての人が利用しやすい施設にするための基準(平成19年策定)。
26	市民活動団体	9, 43, 46	町内会・住民組織、NPO法人、ボランティア団体など、自らの価値観、信念、地域への貢献等のために自発的に活動する団体。
27	協働	45, 46, 48, 106, 108	市民、市議会、市が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場・特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くこと。
28	中山間地域支援隊	46	高齢化・過疎化が進んだ中山間地域集落を市民全体で支え、安全・安心な暮らしを確保することを目的に、企業や団体等からボランティアを募集し、派遣する取組。
29	SNS	46	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士がインターネットで交流できる会員制サービスのこと。
30	コミュニティプラザ	47	旧町村役場や公民館などを転用して上越市内の旧町村の地域自治区に設置された、地域住民や市民活動団体等が集まり活動する拠点。
31	地域協議会	47, 48	地域自治区ごとに設置。身近な地域の課題等を対象に、そこで暮らす市民自らが、より良い解決方法などを導き出すための話し合いを行う機関。
32	地域づくりアドバイザー	48	町内会等が抱える課題の解決や地域の活性化に向けた自主的な話し合いを支援する専門家。
33	自主的審議事項	48	地域協議会で議論する事項のうち、地域協議会が自発的・主体的に取り上げることを選定した事項。
34	地域防災計画	49, 50	災害対策の基本となる計画で、災害を防ぐための予防対策や災害が発生したときの対応などを定めたもの。上越市地域防災計画は、地震災害対策、津波災害対策、自然災害対策、原子力災害対策、一般災害対策の各編により構成されている。
35	災害時情報連絡(テレビ会議)システム	50	災害時に、上越市役所木田庁舎と各区総合事務所及び防災関係機関との間で、円滑な情報収集・共有を図るため、映像と音声で通信(テレビ会議)ができるシステム。
36	個別避難計画	50	災害時の避難行動に支援が必要で、家族などの支援が受けられない人について、地域の支援者や自主防災組織の人などと一緒に、避難場所や避難方法などについて検討した計画。
37	福祉避難所	50	災害時に一般の避難所(指定避難所)での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特に配慮を必要とする人が、直接避難し、安心して避難生活ができるよう開設される避難所。
38	基幹管路	52	導水管、送水管、配水本管などの水道水を送る主要な水道管や災害拠点病院、避難所などの重要給水施設に供給する水道管。
39	特殊災害	53, 54	石油コンビナートや化学プラントで発生する爆発事故などの災害。

序論

基本構想

基本計画

資料編

序論

基本構想

基本計画

資料編

第2章 用語解説



No.	用語	掲載ページ	解説
40	安全メール	56	市内における防犯や防災、交通安全、火災等の市民の安全・安心に関わる情報を、登録した人にメールで配信するサービス。
41	暴力団の排除の推進に関する条例	57, 58	安全で安心な市民生活を確保するとともに社会経済活動の健全な発展に寄与するため、市民・事業者、市、関係機関・団体等が一体となって暴力団の排除を推進するために定められた条例（平成24年制定）。
42	劇場型勧誘	57	複数の業者が登場し、さも「演劇」のように仕立て上げられた勧誘が行われる。パンフレットを送り付けたり電話で勧誘したりして、消費者がたかま得をするように信じ込ませて実体不明の金融商品などを買わせる手口。
43	安全教育指導員	58, 60	児童福祉に関する実務経験等を有し、小中学校における防犯・交通安全教室や世帯訪問による高齢者に対する広報啓発など、子どもから高齢者まで、各年代に応じた安全教育や啓発活動を行う人。
44	地域安全支援員	58, 60	交通安全等に関する知識及び経験を有し、学校や町内会、警察や交通安全協会等の関係機関・団体と連携・協力して、安全教育や啓発活動を行う人。
45	ごみヘルパー	62	支援を必要とする世帯のごみの分別支援や、集積所までのごみの搬出支援を行う人。
46	農業集落排水	63, 64, 115	農業集落における、し尿や生活排水を処理する施設。
47	PM2.5	63	大気中に浮遊している直径2.5マイクロメートル（髪の毛の太さの30分の1程度の大きさ）以下の小さな粒子。物の燃焼や自動車の排気ガスなど人為起源のもの、火山や土壌など自然起源のものがある。
48	上越市レッドデータブック	65	市内の野生動物植物の生息・生育状況を調査し、絶滅のおそれのある野生動物植物とそれらが分布する主要な地域をまとめた冊子。
49	上越市の自然シリーズ	65	市民が身の回りの自然を知り、守り、次の世代に伝えていけるよう、自然環境の保全について分野別にまとめた小冊子。
50	自然環境保全条例	65	地域における多様な生態系などの自然環境を健全な状態で確保し、人と自然が共生できるようにすることを目的に、自然環境の保全に関し、市、事業者、市民及び滞在者の責務等を定めた条例（平成20年制定）。
51	環境影響評価会議	66	環境影響評価に係る技術的な事項を調査審議するため、市が設置する学識経験者、関係行政機関の職員から構成する組織。環境影響評価とは、開発事業が環境に及ぼす影響を事業者自らがあらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていく制度。
52	地球温暖化対策実行計画	67, 68	実効性の高い地球温暖化対策を体系化し、市民・事業者・市が一体となって総合的かつ計画的に取り組めるよう定めた計画（平成28年策定）。
53	再生可能エネルギー導入計画	67	市全体における再生可能エネルギー等の導入を地域特性や課題を踏まえて、計画的に推進することについて定めた計画（平成26年策定）。
54	バイオマス	67, 68, 99, 100	家畜排せつ物、食品廃棄物、稲わらなど、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。
55	雪中貯蔵施設	67	大量の雪を施設内に取り込み、その雪の冷気を利用して農産物等を貯蔵する施設。
56	温室効果ガス	67, 68	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなど、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす大気中の気体。
57	上越市自殺予防対策推進計画	71, 72	国が示す自殺総合対策大綱を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念とし、当市の実態に即した総合的な自殺予防対策の指針を定めた計画。
58	特定健診	71, 72	糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群を25%減少させ、中長期的な医療費の伸びの適正化を図ることを目的として行う生活習慣病予防のための健康診査。
59	上越市健康増進計画	22, 71, 72, 82	国が示す健康増進に関する基本指針「健康日本21」に基づき、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を基本方針とし、生活習慣病の発症予防と重症化予防の取組に重点を置き、市民が主体的に健康づくり活動を実践できるよう定めた計画。

No.	用語	掲載ページ	解説
60	健康づくりポイント事業	71, 72	市民自らの自発的な健康づくりの取組を進めるため、各種健康診査の受診や健診結果説明会、スポーツ教室への参加などにポイントを付与し、市温浴施設等の入浴券や、抽選で特産品を贈る事業。
61	特定保健指導	72	特定健康診査の結果により生活習慣病の発症リスクがある人に対して健診結果を踏まえ、生活習慣を見直すことを目指して行うサポート。
62	一次救急医療機関 二次救急医療機関 (二次救急病院) 三次救急医療機関	73, 74	休日や夜間にケガや病気になった人に対して、迅速な救命措置を行うための医療体制のことで、重症度により一次、二次、三次の3段階の体制をとっている。 ・「一次救急医療機関」は、軽症で入院の必要がない患者を診察する医療機関（一般診療所や休日・夜間診療所が該当）。 ・「二次救急医療機関（二次救急病院）」は、入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関（地域の中核的病院、専門性のある外来や一般的入院医療を行う病院が該当）。 ・「三次救急医療機関」は、二次救急医療機関で対応できない、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷や複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対応する医療機関（高度医療や先端医療を提供でき、救命救急センターのある病院等が該当）。
63	地域包括支援センター	74, 75	65歳以上の高齢者の困りごとや介護の予防など、総合的な相談窓口となる機関。
64	地域包括ケアシステム	74, 75, 76	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。
65	高齢者地域サロン	76	高齢者の日常生活の相談や憩い・交流の場の提供、介護予防のために開催するサロン。
66	有償ボランティア	76	住民が主体となり提供するサービス（訪問型サービスB）の担い手となるボランティア。担い手養成講座を受講した有償ボランティアが利用者宅を訪問し、家事支援や話し相手、安否確認のサービスを行う。
67	認知症サポーター	76	認知症を正しく理解し、地域で認知症の人や家族を温かく見守る応援者。
68	障害者実雇用率・法定雇用率	77, 78	「障害者実雇用率」は、実際に雇用している障害のある人の数を、雇用している人全員の数で除した割合をいう。 「法定雇用率」は、従業員数45人以上の民間企業等に雇用を義務付ける、身体障害、知的障害、精神障害のある人の数を示す割合のこと。
69	こども発達支援センター	78, 82	心身の発達について不安がある概ね生後3か月から小学校就学前までの子どもが保護者とともに通所し、親子遊びやグループ活動、個別指導等を通して、より良い日常生活ができるように支援を行っている市の機関。
70	6次産業化	78, 97, 98	農林水産業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業までを一体化し、多角的な取組を行うことにより、農林水産物の付加価値を高めようとする取組。
71	共生型サービス	78	介護保険サービス又は障害福祉サービスの指定事業所において、両方のサービスを提供しやすくするために創設されたサービス。対象となるサービスは、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど。
72	生活困窮者	79, 80	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
73	生活困窮者自立支援事業	79, 80, 95	官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する制度。
74	すこやかなくらし包括支援センター	79, 80, 82	各種制度の狭間にいる人への支援を始め、一つの家庭の中に様々な課題が複合的に生じているケースへの支援など、年齢や障害の有無にかかわらず、包括的でより専門性の高い家族単位での支援を行うため、平成24年4月に市の内部部局の組織として「すこやかなくらし支援室」を設置。平成29年4月には、0歳から18歳までの切れ目のない支援体制を整えるため、「すこやかなくらし包括支援センター」に組織を改め、子どもの育ちに関するワンストップの相談支援を合わせて行っている。
75	就労支援員	80, 95	生活困窮者を対象に、公共職業安定所や協力企業を始め、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、個別の状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う専門職員。

序論

基本構想

基本計画

資料編

序論

基本構想

基本計画

資料編

第2章 用語解説



No.	用語	掲載ページ	解説
76	合計特殊出生率	11, 81, 82	人口統計上の指標で、一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値。
77	要保護児童対策地域協議会	82	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見と適切な保護を目的に、市町村などの地方公共団体が設置・運営する協議会で、児童相談所や学校・教育委員会、警察等の地域の関係機関によって構成される。支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行い、適切な保護や支援を図っている。
78	特定妊婦	82	望まぬ妊娠や若年の妊娠、経済的に不安定な家庭など、出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。
79	認定こども園	83, 84	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定を受けた幼稚園、保育所等。
80	企業主導型保育事業	83	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、内閣府が助成を行う制度。
81	放課後児童クラブ	83, 84	放課後に保護者のいない家庭の小学生に対し、学校の空き室などを利用して適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を行う事業。
82	待機児童	84	保育所への入所申請がされており入所条件を満たしているにもかかわらず、市内の保育所において定員に空きがないことから、入所できない状態にある児童。
83	企業振興条例	85	産業の振興を目的に、市内事業所における設備投資を促進するための支援を定めた条例（昭和60年制定）
84	メイド・イン上越	85, 86	市内中小企業等が積極的な研究開発により製造した優れた商品を「メイド・イン上越」として認証することで域内外に広く発信し、その販路開拓・販売促進を支援する制度。工業製品と特産品に区分しており、特産品については、認証のほか、上越ならではの特色ある産品を「地域の継承品」として登録している。
85	事業承継	85, 86, 90	会社の経営を後継者に引き継ぐこと。「親族内承継」、「従業員承継」、「第三者承継（M&A）」の3つの方法がある。
86	ポートセールス	87	港の利用促進と貨物取扱量の拡大を進めるため、企業等に働き掛けること。
87	重要港湾	87	海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定められた港。
88	上越魚沼地域振興快速道路	87, 117, 118	北陸自動車道・上越自動車道と関越自動車道を結び、信頼性の高い循環型ネットワークを形成する延長60kmの地域高規格道路。上越市内では、上新バイパス、浦川原IC～安塚IC間、寺IC～鶴町IC間で供用済みである。
89	メタンハイドレート	87, 88	天然ガスの主成分であるメタンが氷のような状態になったもので、海底や永久凍土に存在する。新しいエネルギー資源として期待される。
90	第二創業	90	既に事業を営んでいる比較的小規模の小さな会社等において、後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出すること。
91	日本貿易振興機構（ジェトロ）	90	貿易・投資促進と開発途上国研究を通じ、日本の経済・社会の更なる発展に貢献することを旨として、日本企業の海外展開支援、外国企業の日本への誘致、日本の通商政策への貢献、開発途上国の支援と研究を行っている独立行政法人。
92	インバウンド	91	訪日外国人旅行。
93	観光コンテンツ	92	地域ならではの歴史や風土、食文化などで、集客力のある観光資源。
94	アフターコンベンション	93, 94	会議や大会等の終了後に行う娯楽や観光のこと。会議のオプションとして、市内の観光資源等を巡る比較的短時間のツアーが組まれることもある。
95	インターンシップ	96	学生が社会に出る前に一定期間、企業等で働く「就業体験」のこと。
96	集落営農	97, 98	集落内の全ての農家のうち、概ね過半数の農家が参加し、農業生産過程の一部又は全部について共同で実施される生産活動。

No.	用語	掲載ページ	解説
97	人・農地プラン	97	集落・地域が抱える人と農地に関する問題の解決に向け、今後の地域農業のあり方などを話し合いにより決める地域農業の未来の設計図となるもの。
98	多面的機能支払交付金	97	農業・農村が有する国土の保全や水源かん養等の多面的機能を維持・発揮するため、地域が共同で行う農用地、水路、農道等の保全管理活動に対して交付金を交付する制度。
99	有利販売	98	出荷や価格など、生産者側の意向が反映できる販売方法。
100	農業振興地域内の農用地	98, 120	総合的に農業の振興を図ることが必要な地域として都道府県知事が指定した農業振興地域のうち、今後も長期間にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が指定した農用地。農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられる。
101	森林環境税	99, 100	温室効果ガスの排出削減目標の達成や、災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から創設された税金。都市・地方を通じて、国民一人ひとりが等しく負担を分かち合っており、国民皆で森林を支える仕組みとして、市町村が個人住民税（均等割）と併せて賦課徴収する。
102	森林経営管理制度	99, 100	森林所有者が適切な森林管理を行う責務があることを明確にした上で、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林を意欲と能力のある林業経営者に再委託する制度。再委託できない場合と再委託までの間は、市町村が管理を行う。
103	未利用魚	100	漁獲される魚のうち、漁体サイズの不揃いや漁獲量の少なさなどから、非食用に回されたり、低い価格で評価されたりし、水産物として流通しないもの。
104	水源かん養	101, 119	森林の土壌が、雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を調整して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されること。
105	上越市中山間地域振興基本条例	101	中山間地域の振興を総合的に推進し、市民が安全に安心して住み続けることができる地域社会の実現を図るため、中山間地域の振興に関する施策の基本となる事項を定めた条例（平成23年制定）。
106	集落づくり推進員	101, 102	中山間地域の暮らしを守るとともに活力の維持・向上を図るために、継続的に集落の実態を把握しながら、地域の実情に応じた支援を行う人。
107	中山間地域等直接支払制度	101, 102	中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者等に対して交付金を交付する制度。
108	地域マネジメント組織	101, 102	集落間での有機的な相互協力体制を築き、持続的・安定的な営農体制を構築していく組織。
109	上越カリキュラム	105, 106	教育委員会と各学校が連携し、カリキュラムの研究やモデル開発、研修を進めることで、それぞれの学校が市の学校教育目標の実現を目指すとともに、創意工夫・特色ある学校づくりや教育活動を推進し、学校教育の質の向上を図るもの。
110	授業のユニバーサルデザイン化	105, 106	課題の焦点化、視覚化、共有化などを始めとする特別支援教育の視点を授業に取り入れ、学級の全ての児童・生徒が「参加できる・分かる・楽しい」と実感できる授業づくりを進める取組。
111	教育補助員	106, 107	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対し、身の世話や校外学習等での安全の確保、担任と一緒に学習の援助等の支援を行う専門職員。
112	介護員	106, 107	特別支援学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対し、身の世話や移動の介助、安全面の配慮などの支援を行う専門職員。
113	キャリア教育	106	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育。
114	ICT教育	106	情報通信技術（ICT）を活用した教育のことで、インターネットや情報機器を活用し、子どもたちの学び意欲の向上や情報活用能力の育成を目指すもの。

第2章 用語解説

No.	用語	掲載ページ	解説
115	学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)	25、106、107、 108	保護者や地域住民等の学校運営への参画の促進及び連携の強化を図り、地域とともにある学校づくりを進める制度。「学校運営協議会」を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と呼ぶ。
116	地域青少年育成会議	107、108	全ての中学校区に設立され、地域が主体的に地域の教育活動を考え、学校と連携して青少年の育成や地域の教育力の向上を図ることを目的に、学校における教育活動の支援や青少年が参画する地域行事の実施など、地域の特色に合わせた活動を行う。
117	学校適正配置基準	108	上越市教育委員会が、子どもたちにとって望ましい教育環境としての学校の「あるべき姿」を示した基準。
118	適正配置に向けた議論	108	子どもたちにとって望ましい教育環境を実現するため、将来的な学校の在り方を協議すること。
119	スポーツ推進委員	111、112	スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整や住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導・助言を行う専門職員。
120	総合型地域スポーツクラブ	111、112	地域の人々に、年齢、興味関心、技術技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する「多種目」「多世代」「多志向」のスポーツクラブ。
121	オリンピック・パラリンピアン	112	オリンピック・パラリンピック競技大会に出場経験のある選手と元選手の総称。
122	ストックマネジメント計画	115、116	目標とするサービス水準を定め、下水道施設全体の状態を把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて施設を計画的かつ効率的に管理するための計画。
123	機能強化対策事業実施計画	115	農業集落排水施設の更新等の事業費や実施スケジュールを定めた計画。
124	デマンドバス	117	定められた区域において、利用者が事前に乗車時間と乗降場所を申し込むことによって運行する仕組みのバスのこと。
125	乗合タクシー	117、118	定められた区域において、交通事業者が、路線バスのように不特定の乗客を小型自動車に乗せて輸送する運行形態のこと。
126	スクールバスの一般混乗	117	路線バスやタクシーの持続的な運行が困難な過疎地域などにおいて、市が保有するスクールバスに小中学生と当該地域の住民と一緒に乗車し、有償で運行する形態のこと。
127	狭隘道路	118	主に幅員4m未満の道路。
128	立地適正化計画	119、120	人口減少や少子高齢化に対応したまちづくりを進めるため、居住誘導区域や都市機能誘導区域などを定めた計画。
129	都市計画マスタープラン	120	都市計画法に基づき、目指すべき都市の将来像とその実現に向けた都市づくりの方針を定めた計画。
130	PDCA サイクル	123	事業の実行に際し、計画を立て (Plan)、実行し (Do)、その評価 (Check) に基づいて見直し (Action) を行うという一連の流れを繰り返しながら、継続的な改善を進めていくシステム。

序論

基本構想

基本計画

資料編